平成２８年（フ）第６号
富山市森田2005番地
債務者　株式会社南富建設
代表者代表取締役　大門　洋一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後１時30分
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
富山市森田2005番地
債務者　株式会社ランチ富山（旧商号株式会社ペッパーランチ富山）
代表者代表取締役　大門　武子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後１時30分
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世206番地17
債務者　千代田製茶有限会社
代表者代表取締役　松久保英生
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午前11時
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２５３号
高知市九反田８－１
債務者　特定非営利活動法人きらりこうち都市づくり
特別代理人　渡邊　　毅
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１号
滋賀県草津市草津３丁目14番44号
債務者　有限会社エイエスケイ
代表者取締役　鎌田　　弘
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時20分
大津地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８６号
岡山県倉敷市羽島642番地５
債務者　古閑　俊行
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1351番地の６
債務者　二瓶　正照
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第９２号
宮城県大崎市古川字上古川296番地１
債務者　高橋　久也
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
宮城県大崎市古川字上古川296番地１
債務者　高橋美智惠
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第９号
京都府八幡市八幡長町３番地の18
債務者　三國喜美子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
京都府八幡市八幡長町３番地の18
債務者　三國由紀子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
富山市上野寿町13番地５
債務者　大門　洋一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　破産債権の届出期間　平成28年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
富山市上野寿町13番地５
債務者　大門　武子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　破産債権の届出期間　平成28年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷602番地２
ノイ・ブローテＡ棟202号
債務者　石﨑　弘人
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第６２号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷602番地２
ノイ・ブローテＡ棟202号
債務者　石﨑由美惠
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所岩国支部